

山梨労発基0612第1号の2
令和6年6月1、2日

関係団体の長・支部長 殿

山梨労働局長
(公印省略)

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等
に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、別添1のとおり、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（技術上の指針公示第26号）が令和6年5月8日付け官報に公示され、同日（改正指針の別表1及び別表2の規定は、令和7年10月1日）に適用されることとなりました。

今般の改正は、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第196号）が告示されたことに伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）について、所要の改正を行うものです。

改正点は別添2の新旧対照表のとおりであり、改正後の指針は別添3のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方御協力をお願いいたします。